

契約外医療機関で定期予防接種を受ける方へ

《 定期予防接種を受ける前に、手続きが必要ですので忘れずに申請してください。 》

対象者

上山市に住民票がある方で、やむを得ない理由で、契約外医療機関において定期予防接種を受ける予定の方

対象となる予防接種

5 種混合、4 種混合、不活化ポリオ、2 種混合、麻しん・風しん混合、麻しん、風しん、日本脳炎、BCG、ヒブ、小児用肺炎球菌、ロタ、水痘、B 型肝炎、子宮頸がん
高齢者肺炎球菌、高齢者インフルエンザ、成人風しん

接種前の手続き

1 滞在先の市町村に以下の事項を確認してください。（県外で受ける場合）

- ・接種を希望される定期の予防接種が集団接種か、個別接種かを確認してください。
- ・『予防接種実施依頼書』の提出先は、市町村長あてか医療機関の長あてか確認してください。

2 接種前に上山市へ『予防接種実施依頼書』の交付申請をして下さい。

（窓口申請時の持ち物）

①『予防接種実施依頼書交付申請書』（様式第 1 号）

健康推進課窓口を設置しています。

②申請者の本人確認書類（運転免許書、健康保険証等）

③（接種される方が未成年の場合）お子さんの母子健康手帳

※来所が困難な方はご相談ください。

3 上山市健康推進課より『予防接種実施依頼書』（様式第 2 号）を予防接種を受ける市町村長あてまたは医療機関の長あてに発送し、発送された旨を申請者にご連絡いたします。

予防接種の実施

- ・予防接種の有効期限は依頼書の発行日から 1 年以内となります。
- ・予診票、母子健康手帳（接種者が未成年の場合）を持参し、定期予防接種を受けます。
※集団接種の場合は、これで手続きは終わりです。
※個別接種の場合は、接種費用を全額支払い、「領収書」、「診療明細書」、「予診票の原本又は写し」を受け取ってください。（定期予防接種の接種費用の償還払い交付申請及び請求の際、必要となりますのでなくさず保管してください。）

接種後の手続き

個別接種した場合は、定期予防接種の接種費用の償還払い交付申請(請求)をして下さい。

申請期限

接種した日の翌日から6か月を経過した日が属する月の末日まで。

※複数の予防接種をされた場合は、それぞれの接種日の翌日から起算し、6か月を経過した日が属する月の末日までとなりますので、申請期限内にそれぞれ申請及び請求が必要となります。

申請方法

対象となる定期の予防接種を受けた後、次の書類を添えて上山市健康推進課に申請してください。(ただし、任意の予防接種にかかる接種費用は償還払いの対象とはなりません。)

書類内容

- ① 『上山市定期予防接種費用の償還払い交付申請書兼請求書』(様式第3号)
・・・市役所健康推進課13番窓口を設置
- ② 領収書原本(定期予防接種の保護者負担分が分かるもの)
診療明細書(定期予防接種の内訳が分かるもの)
※予防接種の種類ごとの接種費用が明確に分かるものがが必要です。
- ③ 予防接種予診票の原本又は写し
※複数の予防接種を受けた場合は、それぞれの接種に対し予診票の原本又は写しが必要です。
- ④ 母子健康手帳の原本又は母子健康手帳予防接種記録欄の写し(接種者が未成年の場合)
- ⑤ 保護者(申請者)名義の通帳と印鑑(シャチハタ不可)

注意事項

- ① 予防接種を受ける前に、定期予防接種実施依頼書の交付申請の手続きをしなかった場合は、償還払いの対象にはなりませんので、ご注意ください。
- ② 償還払いの額については、医療機関で実際に支払った接種費用と各年度において予防接種の種類ごとに市が定めた接種費用額のいずれか少ない額とします。

償還払いの交付について

申請受付後、内容を精査し交付決定通知をお送りします。
申請受付日から約1か月後に指定された口座へ振り込みます。

【問い合わせ】 上山市健康推進課 672-1111 (内線157)